

調布市緑の基本計画 素案

調 布 市

目次

第1章 計画の位置付け	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 計画期間	1
1-3 緑の基本計画の役割	2
1-4 市民・事業者・行政の役割	2
1-5 上位・関連計画との関係	3
第2章 計画策定の視点	4
第3章 まちの概況	6
3-1 概要	6
3-2 自然条件	7
3-3 社会条件	10
第4章 調布市の緑の現状と課題	12
4-1 対象とする緑	12
4-2 緑の機能	12
4-3 緑の現況	13
4-4 課題のまとめ	27
第5章 緑の将来像	28
5-1 本市における緑の将来像	28
5-2 基本目標	29
5-3 施策の方針	32
第6章 緑に関するまちづくりの取組	33
6-1 全体計画	33
6-2 施策	36
6-3 地域別計画	78
第7章 計画の実現に向けて	103
7-1 市民や関係機関・団体等との連携の推進	103
7-2 庁内連携の推進	103
7-3 施策の推進のための財源確保	103
7-4 法改正に伴う制度の活用	104
7-5 都市計画決定区域の変更の検討	104
7-6 計画の進行管理	105

第1章 計画の位置付け

1-1 計画策定の趣旨

緑の基本計画は、市町村が中長期的な視点に立って、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための計画です。平成6年（1994年）の都市緑地法の改正により創設され、次のような特徴があります。

市では、これまで、平成11年（1999年）策定、平成23年に改訂した調布市緑の基本計画に基づき、緑の将来像の実現に取り組んで参りましたが、令和2年（2020年）に計画期間が満了することから、改めて計画期間を定め、新たな「調布市緑の基本計画」を策定いたします。

＜緑の基本計画とは＞

- 都市緑地法に基づく計画制度です。
- 主として都市計画区域が対象となります。
- 法律に基づく措置から、官民の連携・協働による事業や、市民・企業の緑化活動まで、幅広い内容を含めることができます。
- 市民と行政が一体となって計画の実現に取り組んでいけるよう、住民意見の反映や計画内容の公表に努めることが定められています。

1-2 計画期間

緑の基本計画は、中長期的な展望に立って都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に取り組む必要があるため、令和3（2021）年度から令和22（2040）年度の20年間を計画期間とします。

なお、社会・経済情勢の変化や緑を取り巻く状況に変化が生じることも想定されるため、必要に応じて計画の見直しを行います。

1-3 緑の基本計画の役割

「緑の基本計画」は、緑全般に関する幅広い総合的な計画であり、緑施策の指針となるものです。そのため、緑地の保全や公園の整備をはじめとして、公共施設や民有地の緑化の推進などの取組の方向性を定めるものです。

緑の基本計画には、主に以下のような特徴があります。

調布市の緑に関する総合的な計画です

「緑の基本計画」は、公園の整備や緑の保全に加え、道路や河川の緑化、学校、庁舎などの公共施設の緑化、市民や事業者による緑化活動など、緑のまちづくり全般に関する指針を定める総合的な計画です。

地域の特性に応じて策定する計画です

「緑の基本計画」は、市民に身近な緑に関する計画です。計画策定にあたっては、自然環境、歴史文化、まちづくりの動向、緑に対する市民の意識など地域の特性を反映させた、親しみのある計画とします。

市民・事業者・行政が協働し、推進していく計画です

地域の緑をまもり・つくり・そだてるためには、市民・事業者・行政が力を合わせて取り組むことが不可欠です。従って、計画の策定にあたっては、市民の意見や意識を踏まえた計画とすることが必要です。また、地域が一体となって緑のまちづくりに取り組むために、「緑の基本計画」を広く周知する必要があります。

1-4 市民・事業者・行政の役割

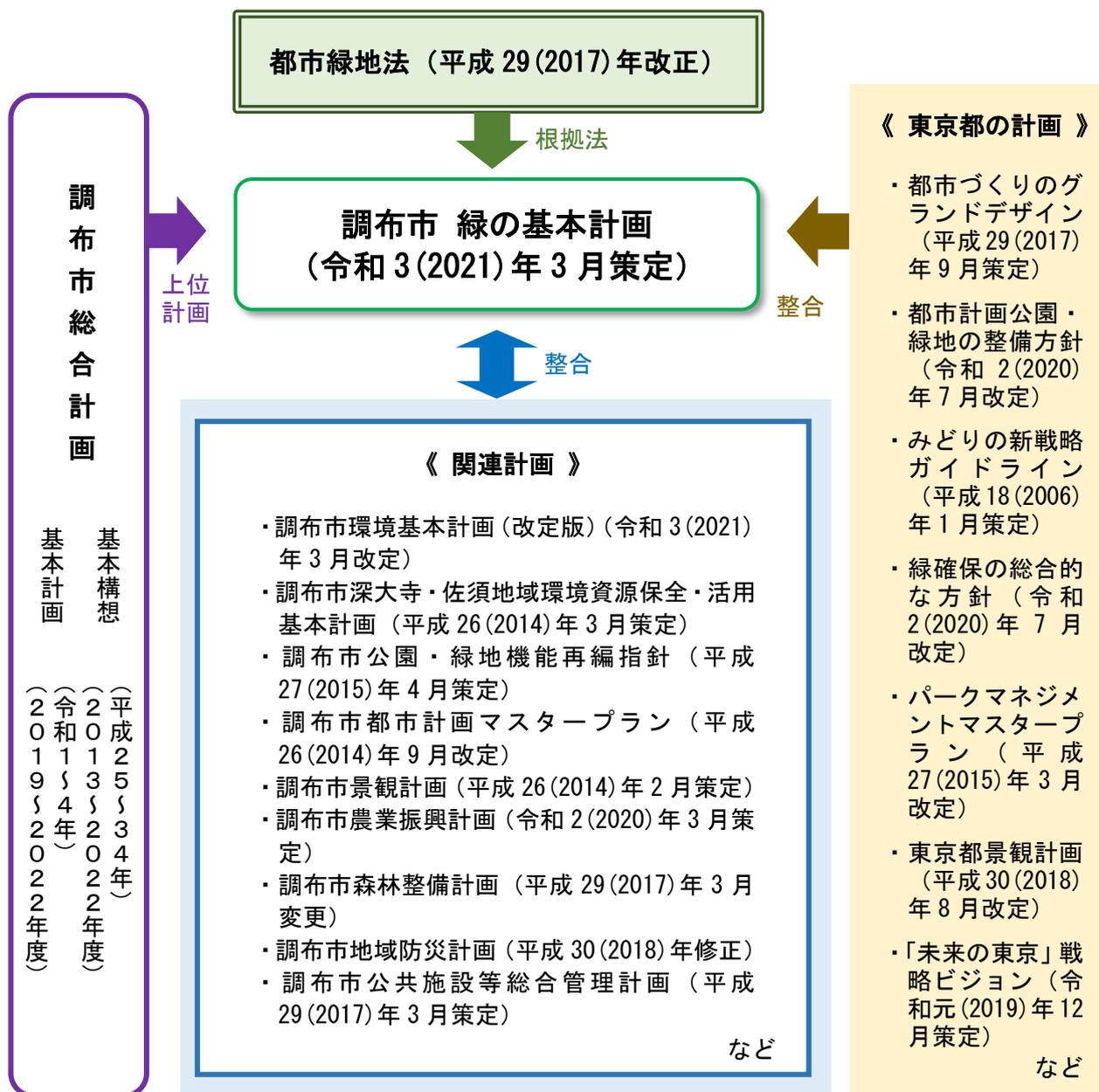
本計画は、市民[※]・事業者・行政の協働により、実現を図ることとします。

主体	役割
市民 [※]	・緑や花を思いやり、緑に触れ合う機会に積極的に参加するとともに、身近な緑化活動に関心をもち、主体的に行動します。
事業者	・開発にあたってはできる限り緑の空間を確保し、地域と連携しながら民有地・施設の緑化に取り組みます。
行政	・公共空間の緑の保全、公共施設における緑化などに率先して取り組むとともに、情報発信・情報共有等により、市民・事業者の主体的な活動を支援します。

※ここでの市民には調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例・第2条に規定される「市内に居住する者、市内に勤務する者、市内の学校に在学する者、市内の土地又は建築物について権利を有する者又は規則で定める利害関係を有する者、市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び市内の土地又は建築物について権利を有する法人等」を指します。

1-5 上位・関連計画との関係

緑の基本計画は、上位計画である市の「総合計画」を構成する個別計画で、「都市計画マスタープラン」「環境基本計画」等の関連計画と整合を図り、連携しながら緑のまちづくりを推進していくものであり、緑地の保全や緑化推進、公園・緑地の施策や市民との連携による協働事業等の指針となるものです。



第2章 計画策定の視点

本計画は、将来の人口減少や少子高齢化、多様な市民ニーズ等、本市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化しているとともに、公園・緑地に係る法・制度の改正を踏まえ、次のような基本的な考え方に基づく計画とします。

1 緑の量の維持に加え、質の向上も重視した計画

野川・湧水などの水環境、崖線の緑環境、都立公園などの豊かな資源は、調布市の住みよさを象徴する大きな要素であり、緑の量として一定程度確保されてきました。この緑を減らさない計画づくりを行います。さらに、2028年頃（基本推計）をピークに今後は人口減少に転じることも予想される中、公園・緑地についても地球温暖化の緩和などの質の向上を図る必要があり、持続的なマネジメントの視点を重視した計画づくりを行います。

2 農地に関する法改正や民間との連携などの新たな視点を盛り込んだ計画

近年の緑に関する法制度の動きとして、都市緑地法、都市公園法、生産緑地法、都市計画法、建築基準法等の改正、都市農地貸借法の制定等が行われ、緑を取り巻く環境は大きく変化しています。新制度の活用及び民間と連携した緑のマネジメント方策など、新たな視点と取組を盛り込んだ計画づくりを行います。

3 目標達成に向けた取組を明確化し、進行管理できる計画

本計画において設定する緑の将来像に向けた道しるべとなるべく、指標と目標値を設定し、目標の達成に向けた取組が実行できる計画づくりとします。目標と取組が連動し、目標の達成状況を評価し、評価に応じて定期的に取り組の見直しを行うことができる進行管理の考え方を盛り込んだ計画づくりを行います。

4 市の強みを協働の取組に活かし、良質な緑環境を次世代につなげる計画

都心に近い交通至便な地域でありながら、水と緑に代表される豊かな自然環境に恵まれ、若い世代の人口が増えています。この強みを「市民との協働」の中で発揮し、良質な緑を次世代につなげ、多摩地域の中でも水と緑の環境づくりを牽引する計画づくりを行います。

5 持続的な都市づくり・共生社会の構築に貢献する計画

地球温暖化に伴う大雨や猛暑日など（極端現象）の増加、及び都市型災害リスクの高まりから、グリーンインフラとして都市における緑の役割の重要性が再認識されています。緑の施策を通じて、国際的な開発目標（SDGs）へも貢献する取組が求められており、人と自然が共生した、持続的な都市づくりを推進するための計画づくりを行います。

調布市緑の基本計画とSDGsの関係

SDGs（エス・ディー・ジーズ）は Sustainable Development Goals の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を目標年次とする国際開発目標のことです。これらの目標に沿ってすべての人及び環境にやさしい社会づくりに向けたユニバーサルな（普遍的な）取組を行うとされています。本市でも本計画における取組により、持続可能なまちづくりを通じて、SDGsへの貢献を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



開発目標の内容	⇒ 本計画との関連
 【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	公共用水域の水質を保全し、健全な水循環と良好な水環境を創出
 【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	循環型社会の構築と災害に強いまちづくりによる持続的な都市の実現
 【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	緑化やグリーンインフラを通じた気候変動・都市災害リスクに強いまちづくり
 【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	緑の保全創出による、国土の保全及び生物多様性の保護
 【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	市民協働の推進による地域に即した取組の推進

第3章 まちの概況

3-1 概要

(1) 沿革

広大な武蔵野台地の南部に位置する調布市の地形は、多摩川によって形成された2つの段丘と沖積低地からなります。段丘と段丘、段丘と低地の境には「はけ」と呼ばれる急な崖があり、「はけ」から湧き出す水や、その流れに沿って、はるか昔から人々の暮らしが営まれてきました。

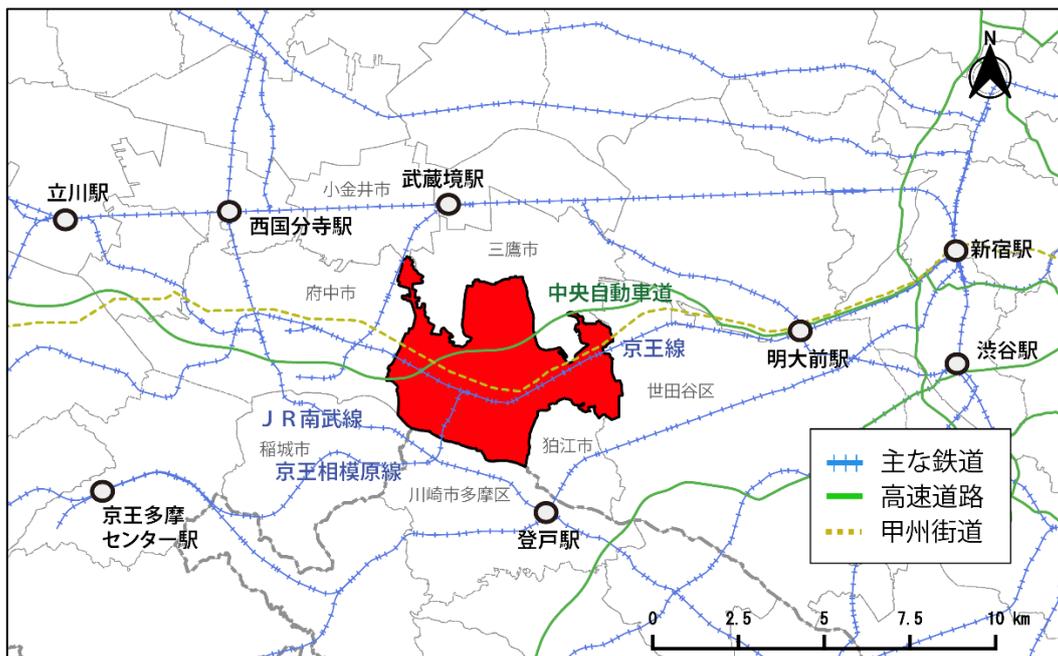
大正2年、京王電気軌道(京王線)の笹塚から調布間が開通し、調布市域はこのころから行楽地・郊外住宅地として注目されました。大正12年の関東大震災をきっかけに多くの人々が移り住み、戦後の昭和30年、調布町と神代町が合併し、「調布市」が誕生しました。高度成長期に団地が造られ、人口が急増していきました。

平成24年8月に京王線の柴崎駅～西調布駅間の約2.8kmの区間と、調布駅～京王多摩川駅間の約0.9kmの区間が地下化され、調布駅・布田駅・国領駅をつなぐ貴重な都市空間が創出され、各駅前広場の整備、鉄道敷地の利用が進んでいます。令和2年に市制施行65周年を迎え、今なお発展を続けています。

(2) 位置

東京都のほぼ中央、多摩地区の南東部に位置し、新宿副都心へ約15キロメートルの距離にあります。市の東は世田谷区と狛江市、北は三鷹市、小金井市、西は府中市、南は多摩川をはさんで稲城市、神奈川県川崎市に接しています。京王線・京王相模原線が通るほか、甲州街道が東西を通り、中央自動車道の調布インターチェンジもあります。

広域的な位置図

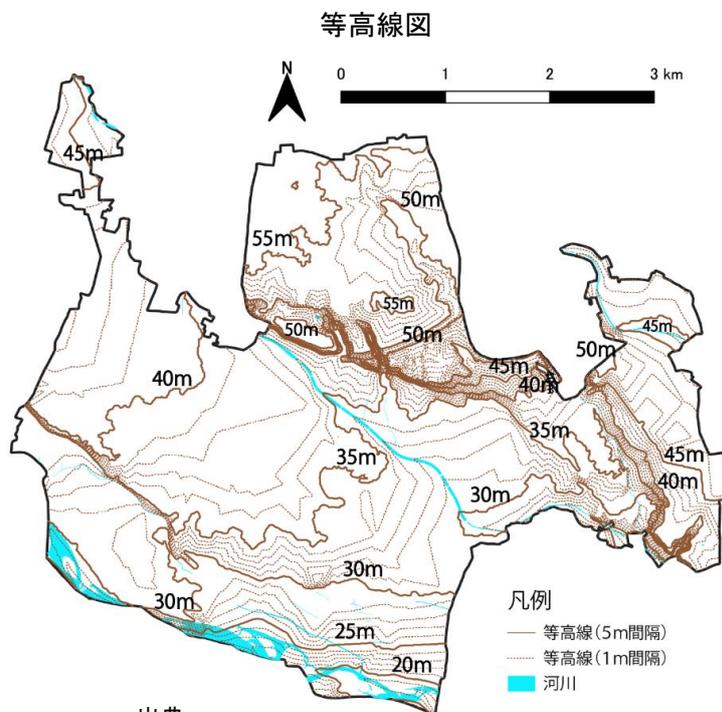


出典：国土数値情報

3-2 自然条件

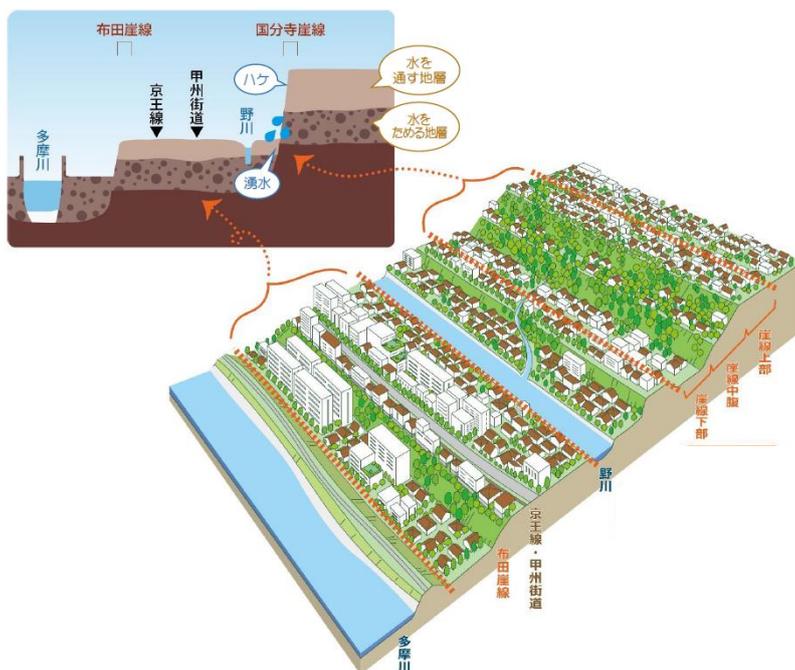
(1) 地形・水系

調布市の地形・水系は国分寺崖線や野川、多摩川によって骨格が形成されており、そのため北部では比較的標高が高い台地に、南部は河川沿いを中心に低地となっています。



出典：
等高線は地理院タイル(標高タイル)を「WEB等高線メーカー」サイトで作成
河川は平成29年度土地利用現況調査

崖線のイメージ図



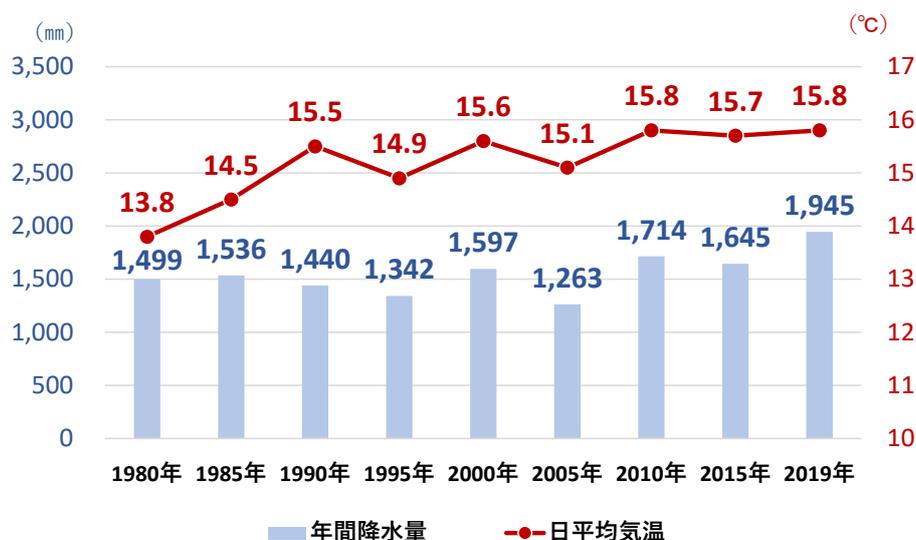
出典：調布市景観形成ガイドライン(緑の景観づくり国分寺崖線編)(令和2年3月)

(2) 気象

調布市付近の気候（府中観測所のデータによる）は、近年の平均気温は 15℃台、年間降水量は 1,600 mm～2,000 mm程度で推移しており、中長期的にはどちらもやや増加傾向にあります。

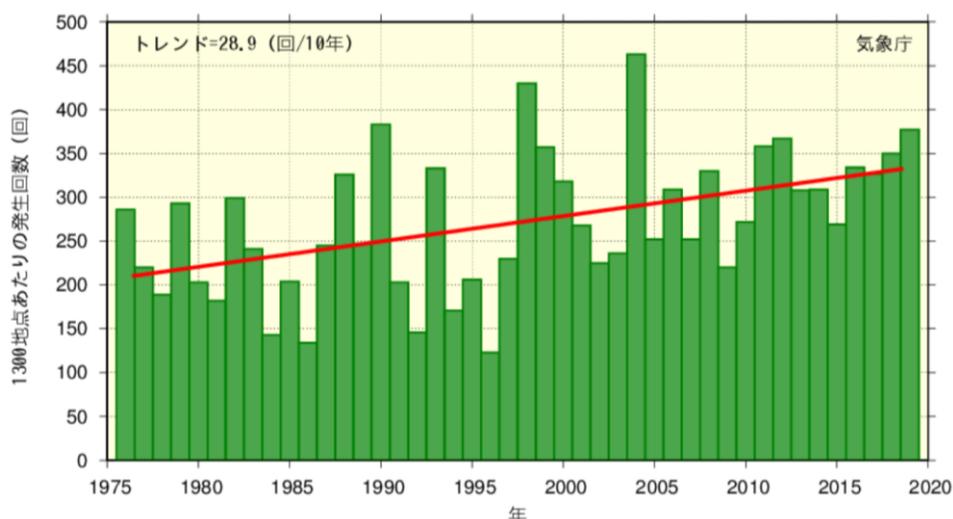
大雨や猛暑日など（極端現象）のこれまでの変化をみると、全国の 1 時間降水量 50mm 以上の年間発生回数は増加傾向にあります。最近 10 年間（2010～2019 年）の平均年間発生回数（約 327 回）は、統計期間の最初の 10 年間（1976～1985 年）の平均年間発生回数（約 226 回）と比べて約 1.4 倍に増加しています。

年間降水量と日平均気温の長期的な推移



出典：気象庁 府中観測所のデータをもとに作成

全国（アメダス）の 1 時間降水量 50mm 以上の年間発生回数



出典：気象庁ホームページ「大雨や猛暑日など（極端現象）のこれまでの変化」

※棒グラフ（緑）は各年の年間発生回数（全国のアメダスによる観測値を 1300 地点あたりに換算した値）。直線（赤）は長期変化傾向（この期間の平均的な変化傾向）を示します。これらの変化には地球温暖化の影響の可能性はありますが、アメダスの観測期間は約 40 年と比較的短いことから、地球温暖化との関連性をより確実に評価するためには今後のさらなるデータの蓄積が必要となります。

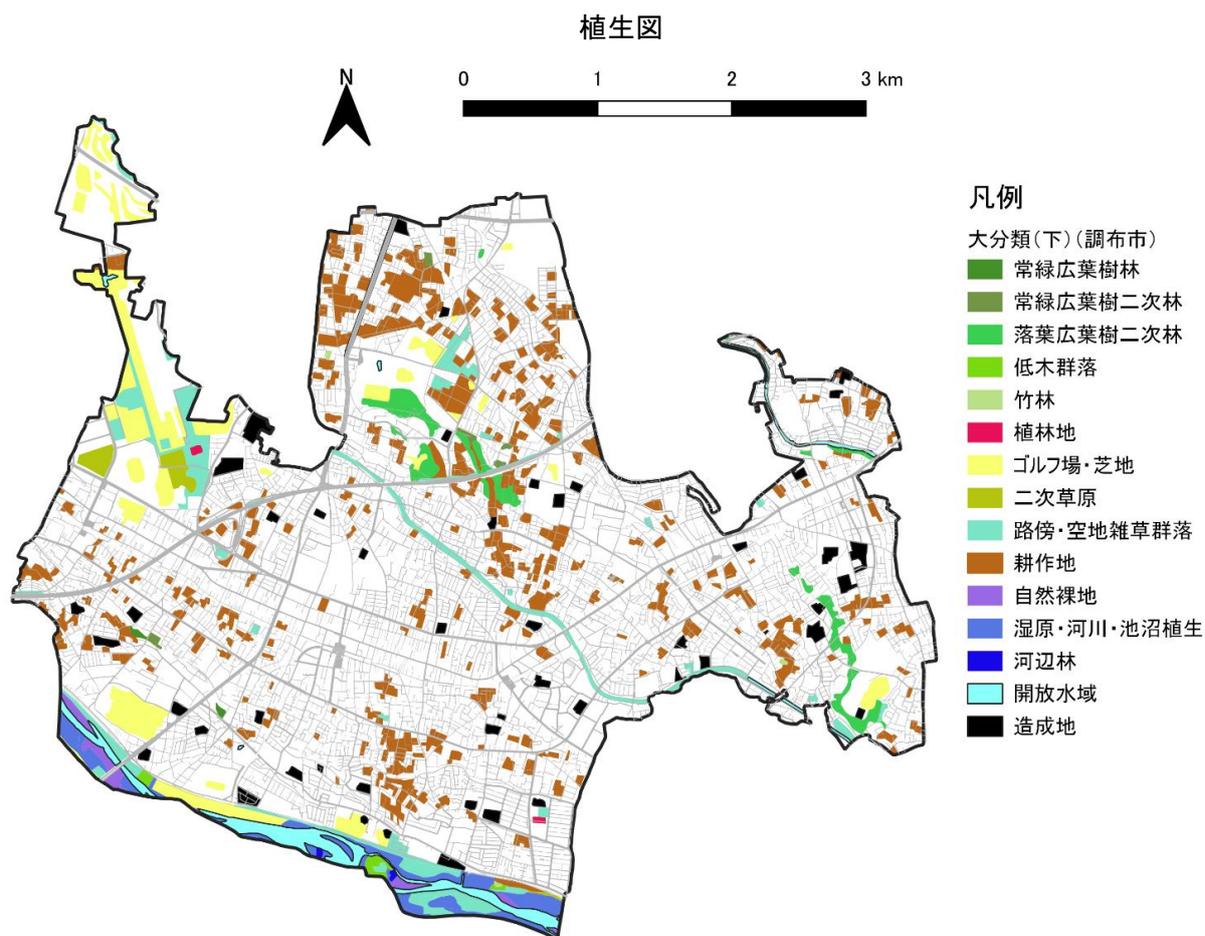
(3) 生態系

植生の特徴は、広域なものとしては、耕作地が市全域に広がるほか、ゴルフ場・芝生が調布飛行場・東京スタジアム（味の素スタジアム）周辺及び多摩川沿いに多くなっています。多摩川や野川沿いには雑草群落が分布しています。崖線には落葉樹林が分布しており、生態系として重要な緑になっています。

崖線では重要種も確認されており、アイアスカイノデやイワヒメワラビ等のシダ類、キンランやギンラン、サルメンエビネなどのラン科植物、ホトトギスやカタクリ等のユリ科植物、その他キツネノカミソリ、アマナ、ワダソウ、イカリソウ、ワニグチソウといったものがあります*。

動物はアズマモグラ、アライグマ、ホンドタヌキ、ノネコ、ニホンカナヘビ、ニホンヤモリ等が確認されており、ニホンカナヘビ、ニホンヤモリは重要種、アライグマは特定外来種になります。鳥類の重要種としては、アオバト、アカゲラ、アオゲラ、モズ、ヤマガラ、ウグイス、エナガが確認されています。昆虫類の重要種は、ヒグラシとコシロシタバが、特定外来生物としてアカボシゴマダラが確認されています*。

※平成 26～30 年度にかけて市内各地の崖線で実施された生態調査報告書より

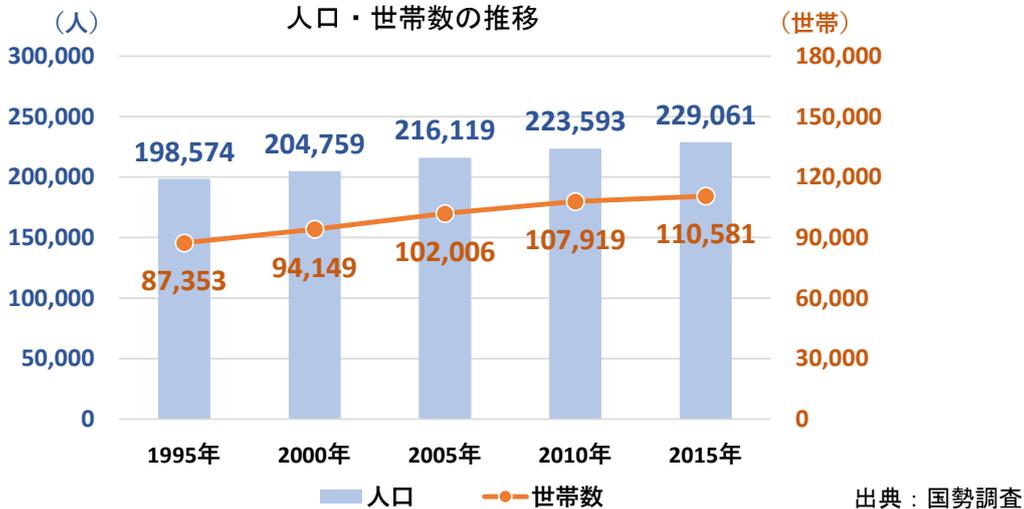


出典：環境省生物多様性センター 第6-7回植生調査（25,000分の1） ※調布市域は平成21年度に実施
※大区分のデータをもとに現況に合わせて加工。「市街地」は凡例から除いている。

3-3 社会条件

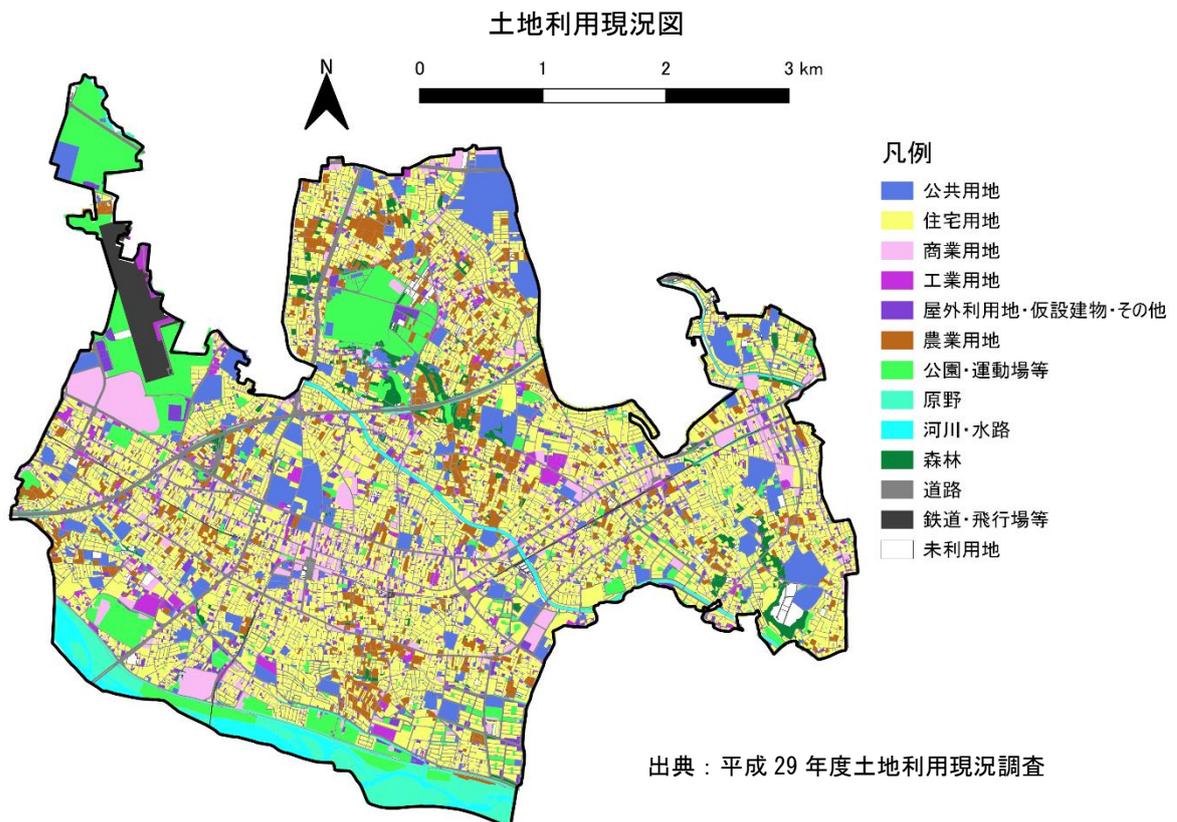
(1) 人口・世帯数

国勢調査結果では、人口・世帯数ともに増加を続けています。令和2年4月1日時点の住民基本台帳では、人口237,506人、世帯数は120,866となっています。



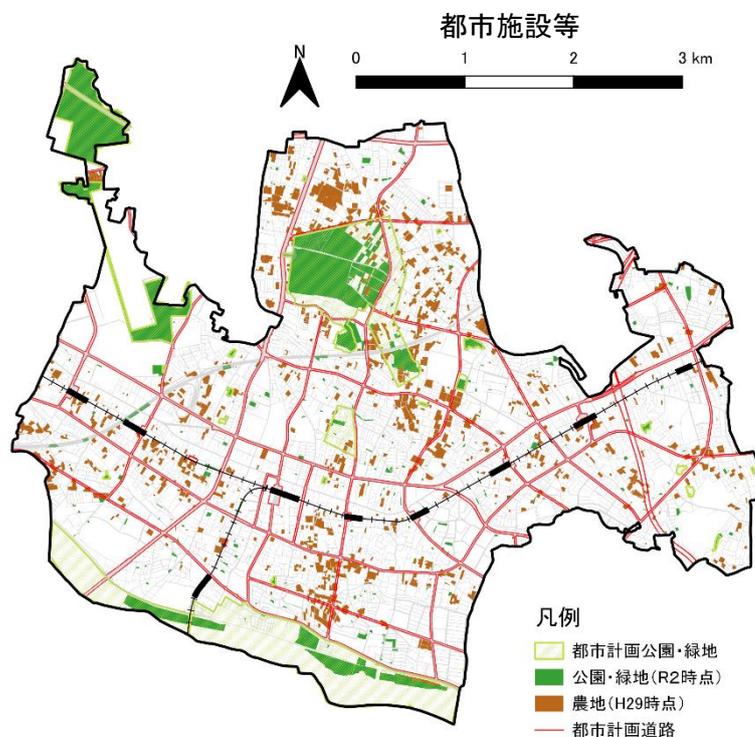
(2) 土地利用

本市はまちの発展と人口増加に伴う住宅開発の進展などにより、住宅用地が多く広がっています。また、国立大学や国の研究機関が立地しているため、公共用地も多くなっています。北西部の調布飛行場周辺や北部の深大寺周辺、南部の多摩川沿いには公園・緑地が多くなっています。その他調布飛行場や東京スタジアム（味の素スタジアム）などの商業用地の占める面積が大きいのも特徴です。



(3) 都市施設

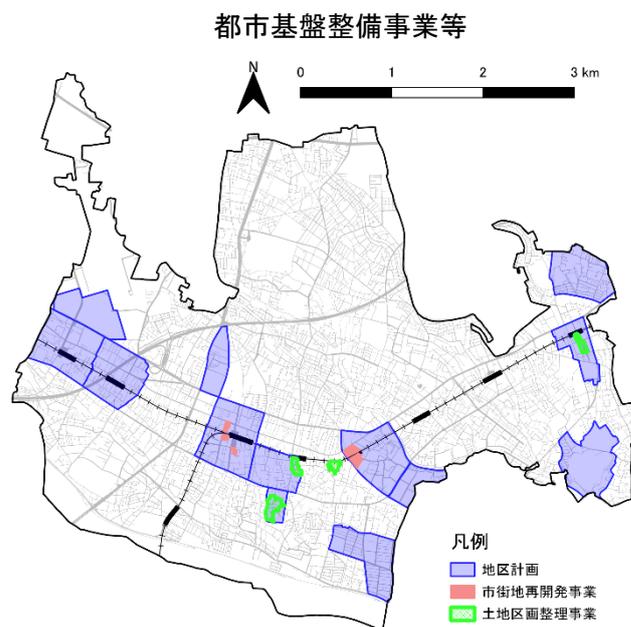
令和2年3月時点で、市内で供用済みの公園・緑地は319箇所、合計面積は約149haほどです。都市計画道路は縦横に計画されていますが、農地と重複する箇所もあります。



出典：平成29年度土地利用現況調査等をもとに加工

(4) 都市基盤整備

本市では甲州街道沿いの地域を中心に13の地区計画があります。調布駅と国領駅周辺の2地区においては市街地再開発事業が、布田駅、国領駅、仙川駅周辺等では土地区画整理事業が実施されています。(いずれも令和元年度時点)



出典：国土数値情報をもとに加工